少子化対策・女性の活躍促進特別委員会記録

開催日時 平成28年8月25日(月) 10:03~11:18

開催場所 第1委員会室

出席委員 7名

粒谷 友示 委員長

山中 益敏 委員

川田 裕 委員

藤野 良次 委員

安井 宏一 委員

米田 忠則 委員

今井 光子 委員

欠席委員 1名

梶川 虔二 副委員長

出席理事者 福西 こども・女性局長 ほか、関係職員

傍 聴 者 なし

議事

(1) 当面の諸課題について

<会議の経過>

○粒谷委員長 ただいまより、少子化対策・女性の活躍促進特別委員会を開会します。

本日の欠席は、梶川副委員長です。

本日は、傍聴の申し出はありませんが、申し出があれば20名を限度に入室していただきますので、ご承知ください。

議事に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、ご多忙のところご出席をいただきありがとうございます。私と梶川議員が、先の6月定例議会において、当委員会の正副委員長に就任しました。委員各位並びに、皆様 方には、委員会の円満な運営にご協力いただきますようお願い申し上げます。

次に、出席を求める理事者について、去る7月19日の正副委員長会議において、お手元の資料のとおり決定されておりますので、ご了承ください。

また、7月19日の正副委員長会議で決定されました「委員会等に関する申し合せ事項」及び「口頭申し合せ事項」をお手元に配付していますので、後ほどお目通しください。

次に、委員会の運営についてですが、お手元に「特別委員会の設置等に関する申し合わせ」を配付しています。申し合わせでは、調査期間終了後に、成果を本会議で報告することになっています。また、委員間討議の方法による議論を行うことになっています。

それでは、「委員会の運営について」、説明をします。

1所管事項及び調査・審査事務については、記載のとおりです。

2 議論の方向については、昨年の委員会設置から議論していただき、一定の議論の方向 として取りまとめたものです。

3今後の委員会の運営ですが、今後、所管事項等に係る調査並びに審査を行うとともに、 ただいまの議論の方向による委員間討議を行いながら、4当面のスケジュールに従って、 来年の6月定例会において、委員会の成果を報告したいと考えていますので、よろしくお 願いします。

ただいまの説明について、ご意見があれば、ご発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、当委員会は委員間討議の時間もとりながら、調査並びに審査を進めます。

事務分掌表を配付していますので、参考にしてください。

それでは、案件に入ります。

当面の諸課題について質疑があれば、ご発言願います。

○川田委員 1点目、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主の行動計画の策定が義務づけられており特定事業計画の策定等に係る内閣府から命令が出ていますが、この中で特に地方公務員法第3条第3項第3号の取り扱いで第1号の2から第5号までに掲げる職員は計画の公表に含めなくてもいい、含めてもいいと、それは地方公共団体の裁量でやりなさいと読めるのですけれども、これについて、奈良県の裁量の姿勢について、非常勤や臨時職の女性の方もたくさんいらっしゃいますので、含まれていかれる方針なのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

〇金剛女性活躍推進課長 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画についてお答えします。

県の特定事業主行動計画については、人事課を中心に検討を進めまして、本年3月に策定をしたところです。本計画の対象となる職員の考え方については、女性活躍推進法の趣旨に照らしますと、日日雇用職員や嘱託職員も含むことは大切であると考えており、対象範囲として含んでいると人事課からも聞いています。以上です。

○川田委員 では、調査はされているという考え方だと思いますし、それについて公表もしていくと。これまでいつも委員会が少し違いますので、こちらでは言っていなかったかもしれないですが、行政というのは特別職員、臨時職員は、短期の職であるので、なかなか長期的に正職員のように雇えないのが実情ですけれど、現実には長期の方もいらっしゃる。だから行政内非正規職員ではないかと我々は最近よく使っているのですが、そういった問題等もあるので、平等の同じ観点でやる必要があると思いますので、人事とはどのような交渉になっていますか。調べた結果の公表をやっていく必要もあると思うのですが、それはいかがですか。

○金剛女性活躍推進課長 策定に当たっての事前の職員アンケート調査は人事課が実施しています。全職員を対象に実施しています。結果の概要も公表はされていますが、非常勤職員、臨時職員についての詳細な結果は公表していませんので、それについては人事課に伝えたいと思います。以上です。

〇川田委員 調査しておられるのであれば、データの把握もされていると思うので、今年 度はないとしても、来年度からは必ず公表するように人事課にお伝えいただけたらと思い ます。できればデータ関係も提出いただきたいと思うのですが、いかがですか。

- ○金剛女性活躍推進課長 所管の人事課に伝えて、調整します。
- **〇川田委員** この件についてはこれで終わります。

先日の読売新聞だったと思いますが、虐待が10万件を超えて児童相談所が悲鳴を上げていると。人手不足、重大被害ということで書かれているのです。この中で奈良県がそういった対象ケースが非常に多いと言われて、具体的な数字など細かく出ていないためわからないので、今読んでいるのですが、平成27年8月28日、社会保障審議会の児童部会報告書で、児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会の報告書が提出されています。いろいろな観点からの有識者の方たちの意見がまとめられていますが、奈良県の児童相談所などは、市町村の方の担当も多く、市町村の方の立場に立って言えば、彼らは1つの仕事の専門職ではなくて、いろいろな仕事を兼ねながら、仕事の時間を調整しながら業務をこなしている、これが現実です。その中で、最近児童相談所関係、児童虐待関係の案件もふえてくる、割り当てられている勤務時間以外の時間に対応しなければならないものも非常に多いと。特定の限られた少数の方に負担が全てかかってきますから、土曜日、日曜日も夜中も、駆けつけなければならず、正直に言ってふらふらになっておられるのが実情です。市町村の人事であればそこの人事の話ですから、その人事課が対応を考えてやればい

いと。県はそこは関係ないわけですが、関係ないから今までどおりでいいということではないので、人の割振り、役割の分担等々考えていく必要があると。そうでないと、今のままの形なら重なっているところもかなりあると思いますから、そういった観点から取り組んでいく必要があるというのが昨年の話だったと思うのですが、あれから約1年たっていますので、現状の県の考え方のまとめと現状取り組んでいる姿勢、どういったことが進展したのかをまずお聞かせいただきたいと思います。

〇乾こども家庭課長 児童虐待の市町村との役割分担、県がこれまで取り組んできたことについてお答えします。先ほど委員のお話もありましたが、児童虐待の対応件数は近年特に増加をしており、委員が述べられた新聞の報道で、国が公表した平成27年度の全国の児童相談所における対応件数が、速報値で初めて10万件を超えたということです。

県、市町村ともに、児童虐待に対応する人員の配置や、特に専門的なノウハウを持っている専門職の配置は、その対応件数に比例して追いついていない現状があります。

本県においては、限られた人員の中ではありますが、県と市町村がそれぞれの役割として、一時保護を必要とする重要度、緊急度、重症度の高い事案については、県で、それ以外のそれほど緊急を要さない、重症度が高くない事案については、市町村が担当するとして、県市町村が連携して子育て家庭を支援するためのマニュアルを従前から策定して、一体となって対応をしているところです。委員から、市町村の人員は市町村でとありましたけれども、県としては、市町村を支援する立場もありますので、県こども家庭相談センターに、市町村のための専門職員を配置し、市町村への巡回訪問を実施して、専門的な助言や支援を行っています。

また、児童相談に対応する初任の市町村の職員を研修員としてこども家庭相談センターで受け入れて指導をしています。より専門的な立場から指導助言を受けてもらえるように、大学の先生、医師、弁護士などで構成するスーパーアドバイスチームを県で組織して、市町村への派遣等もしているところです。今までの取り組みについて、以上です。

〇川田委員 昨年度この委員会ができたのですが、今おっしゃったのはそれ以降の取り組みですか。

○乾こども家庭課長 児童福祉法の改正で市町村も児童虐待の相談窓口になったのが平成 16年で、マニュアルをつくりましたのはそれを受けての取り組みですので、委員会設置 以降ではありません。委員会以降でいいますと、児童相談所がバックアップする体制の強 化があり、警察職員に来てもらったのが平成27年度だったと思います。今浮かぶのはそ れだけです。以上です。

〇川田委員 児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会の報告書に上げられている視 点を全部ここで申し上げていたらかなり時間がかかるので、また見ていただきたいのです が、こども家庭課長がおっしゃっていたように、専門的事例や発生する内容が違うことも たくさんあって、一概にこうすればよい結果が出るということは難しい問題だと思うので す。だから、事案に対してのアセスメント方法をどうしていくか、共通の認識をどう持て るかが大きなポイントだと思います。例えば町村の案件は市に比べれば常に少ないかもし れませんが、逆に少ないということは評価方法もなかなか決断ができないという場合に、 わざわざ県まで出てきてもらう、アウトリーチと言って県から行くなど、その都度その都 度全部行って対応するというのも、今の情報化社会において果たして効率的と言えるのか という問題もあります。これだけIT化も進んでいるので連絡をとれる器具を設置するこ とによって、こちらで専門家のチームがいれば、常にそこにかければ、いろいろなアセス メント方法の共通認識を持てるのではないかという考えが、これから進んでいかなければ いけない問題かと思います。人を配置するというのも、できれば全部の市町村に専門家の 配置や時間外に対応する人間を設置することが非常にありがたい話ではありますけれど、 財政が今後苦しくなっていく中で、それが果たして現実的に可能なのかどうかということ から考えると、かなり大きな検討も必要になってくると。現状の効率的なものの中で考え ていく場合、案件の件数が10万件を超えたという実態で、ふえてきている対応として、 まず検討していかなければならないのが、今の人員で幾ら効率化を目指していろいろな取 り組みをつくったとしても、ではそれで対応が可能かどうかが最大の問題だと思うのです。 今、ほかの案件でもいろいろ県は行政でやっておられますが、行政というのは、国民の財 産と生命を守るのが一番最大の義務になりますので、祭りをするなどは義務と違いますの で、そういう観点からいって、これだけ大変で虐待を受ける子どももふえて、職員もふら ふらになっている状態の中で、そのまま放置するのが行政なのかというのを最近よく考え ています。その点に関して、人事とはどんな交渉になっているのですか。人をふやさない と絶対だめだと思うのです。中身の細かいところはここで議論をしませんが、相対的な話 として、出していく必要はあると思うのですが、人事課と今どのような話になっているの ですか。

〇乾こども家庭課長 委員からご指摘がありましたように、児童虐待の防止について、体制やツールの強化も今般の児童福祉法の改正の中で取り組み始め、非常に重要な観点は国、

県ともに認識しているところです。ツールについては国が、県も従前からやってはいたのですけれども、国として改めて共通の判断基準を示すことが今般言われて、今年度中に国においてツールが示されることになっています。

体制強化について、ツールがあっても当然マンパワーが要る仕事ですので、委員からご 指摘のようにそれに対応できる職員の数は新聞等でも言われていますけれども、絶対数が 少ないのではないかということです。

体制強化については、こども・女性局内で児童相談所の所長も含めてプロジェクトチームをつくり、体制強化にはどうしたらいいかを練っており、随時人事課、担当とも協議はしています。以上です。

〇川田委員 出せるのかどうかわからないですが、協議結果も一回明らかにしてもらえな いですか。前から何回もいろいろな議事録を読んでいましたら、各議員からの意見も多く 出ていた問題だと思うのですが、事案の案件はふえるけれども、人数は全然ふえないと。 時間が経過するにつれ、その角度がどんどん幅が広がっている現状で一番不思議なのが、 どうして人事課は人をふやさないのかという、その理由は何かということは、人事課に聞 かないといけないのですけれども。非常に重要な問題ですので、そのあたりを詰めて、優 先順位をつくるとしたら、財産保護、国民の生命は一番に来るのは間違いないと思います ので、お金が足りないのなら祭りを切る、景観をよくするためにエレベーターに木を使う のに、何億円を使うのをやめるなどやり方は幾らでもあると思います。だから、子どもた ちの命ということに関して、生命、財産を守ってあげる。昨年もこの委員会において、香 芝市の臨床心理を調査しました。ちょうどこれに直結する問題で、現在は大企業で働く女 性であれば、企業がしっかりメンタルヘルスを取り組んでいますので、その対応により復 職率がかなりよいのですが、妊産婦も含めて、パートのお母さんや小さい幼児を抱えてい るお母さんたちはメンタルヘルスに接する機会がないのです。だからそのためにああいっ たものをつくって、大企業が行っている以上のものをまず幅広く提供したらいいのではな いかということで、有料ではあるけれども、いいか悪いかわからないですけれど、相談に 来られる方が非常に多いということで、やっておられます。メンタルヘルスに接しておら れるわけだから、医師にかからなければいけないのか、このままカウンセリングして心理 療法で改善していけるのかなどの判断は分かれてきますが、そのあたりについて、具体的 取り組みをやっている市もあるわけで、効果等々も見えてきています。ただ計画をつくっ た時点で労力を全部使ってしまって、その辺でふらふらになって計画倒れになっているケ

ースの行政が最近多いと、何かの本で読んだのですが、そういったことのないように取り 組まないといけないと。だから、人事関係も非常に重要な問題点であるので、明らかにし ていただく意味でも、逆に言えばどうして祭りのほうが大事でどうしてつけないのかとい う疑問もあるので、できましたら次の委員会で結構なので、人事課の出席要請をかけてい ただきたいと思いますが、委員長いかがですか。

○粒谷委員長 川田委員がおっしゃったマンパワーの不足は私も同認識です。川田委員の質問されている部分は、人事課にかかわる部分が大変多いと思います。この委員会の所管では何ともいかんともしがたい、実際マンパワー不足で事務のほうに要望されていると思うのですが、なかなか事務のほうでオーケーを出してもらえていないということで、現実は非常に厳しい状況にあるのは、事実だと思うのです。一番大事な当面の諸課題であるこの問題について、なぜ人事課がもう少しマンパワーをふやさないのかという質問ですので、人事課に来ていただくように要請します。

〇川田委員 次回、人事課にご出席いただいた上で、特別委員会設置の趣旨は常任委員会 の所管が2つ以上またがる場合には、特別委員会で議論しなさいとなっていますので、今 の案件は特別委員会で議論をする案件だと思います。

児童虐待だけの話ですけれど、私も福祉は一生懸命勉強してきたので、大体感覚はわかっているのですが、マンパワー不足というのは非常に多くて、責任の所在の明確化ということで、市町村の役割、県の役割をきちんと図に落としてフロー化していく必要性があると思います。言葉で言っても聞いていてもなかなかわかりにくいし、まして市町村もわかりにくい。都度担当の方が変わるということもあるので、そこは明確にしていくのが今回のこの委員会の目的ではないかと思います。最終的には、目的は児童虐待においては1人の子どもでも、そういったことが起こらないような予防、防止等々に行政としていかに取り組むかということが最大の重要な観点になってきます。まして、ここの委員会名でもあります少子化問題ということで、こういった事態がふえるというのはかなりストレス状態が強いです。精神関係を深く勉強していましたが、ストレスが非常に強い状態が今のこういった虐待件数がふえている原因だと思っています。データ関係でも大体一致してきていますので、どのように行政として、行政だけでは全てできませんけれど、企業の協力等々も得る必要はあると思うし、地域の協力も得る必要があると思うのですが、どのように構築していくかというのが、現在児童虐待が多いと言われている奈良県に課せられた最大の課題ではないかと思っています。だから人事課も絡めないと、どれだけの人員が今後必要

かなど形だけでごまかしてやっても問題が解決しなければ何の意味もありませんので、厳 しく人事課に問い詰めていきたいと思っています。

最後に1点、児童虐待に戻りますが、児童福祉法改正で、要保護児童対策の地域協議会を設置できるようになりました。県、国が言っているのは全ての市町村に要保護児童対策地域協議会をつくっていってほしいという、これは強制、要請ではなくてお願いですけれど、奈良県内における要保護児童対策地域協議会の取り組みの現状は、どのような形になっていますか。

〇乾こども家庭課長 要保護児童対策地域協議会は、児童福祉法で各市町村が児童福祉担当部局だけではなくて、学校、医療、保健部局と連携するために設置する協議会で、従前から市町村に設置することができるとなっており、奈良県内では全39市町村にあります。今回の児童福祉法の中では、要保護児童対策地域協議会の中に専門職員を置くことが新たに強化として定められたということです。以上です。

〇川田委員 聞いていますのが、現在奈良県の中で要保護児童対策地域協議会とは幾つあるのですか。全部あるのですか。

〇乾こども家庭課長 全市町村に設置されています。

〇川田委員 活動状況はどのような状態ですか。結構、効果が上がっている、まだまだ改善点が多いなどあると思いますが、いかがですか。

〇乾こども家庭課長 主に市町村での児童虐待の防止はその協議会を中心にされており、 定期的に全ケースの進捗管理と言っていますが、今どういう状況でケースが置かれている かという会議を定期的に開かれて、緊急事態があれば個別ケース検討会議という名前です けれども、緊急に関係部局が集まって会議もされています。要保護児童対策地域協議会の 中には、当然児童相談所も入っており、会議等にも出席しています。細かい数字を持ち合 わせていませんが、個別ケース検討会議でしたら延べ年間700回~800回ぐらい開か れています。市町村、郡部の村などによって体制も含めてばらつきがある状況ではありま す。以上です。

○川田委員 細かいことは委員会外でお聞きしますが、こういう審議会ができた目的は、まず責任の役割分担の明確化だと思うのです。この委員会の報告書にも若干ですけれど指摘されており、やはりそこをきちんとしないと重なっている部分で非効率的なところが多いことと、一部の方への負担が過剰になっているという問題の解決と、人が全く足りないことと、関連はしていると思います。そういった役割分担の明確化と、支援者に対して継

続性が必要で、そのときの対応だけで終わるのではなくて、継続してやる、そして効果が 出てきた段階で自立という流れだと思うのです。その他もろもろの因子はたくさんありま すので、一概に全部をまとめてこうだというのは難しいと思うのですが、私も市町村関係 で協議会によく出席していたのですけれど、こういった言い方をしたら怒られるかもしれ ませんが、現場の方たちからすれば、協議会自体のやっている内容があまり意味がないの かという声もよく聞いたのです。決められてこうしなさいと言われても、現場の対応と全 然違ったり、机上の理論だけであったりなどということが現場と決定機関との考え方の差 異といいますか、よくあったというのが過去見受けた事例です。せっかく設置してやって いるので目的をもう一回明確にした上で、何とか協議会をつくってそこでそういった案件 があればただ協議すればいいというよりも、それをやった結果、どういう役割分担ができ て、どういう解決につながって効果があったのか、できなかった部分は何なのかという分 析をやっていかないと、協議会のあり方自体が間違った方向になっていくという可能性も あります。ここは非常に重要な問題で、全部の市町村にも設けられているのであれば、一 応体制はできているわけで、それをどのように、今人が足りないと言っている問題の中で、 どのように最大限最適化していけるかという、効果を持ってやっていくかだと思いますの で、その点の分析をやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

〇乾こども家庭課長 委員がお述べのように、全市町村に要対協という略称ですけれども、 設置されており、その中で限られた人数で、県も入った中で最大限児童虐待の防止を進め るためには、当然最適化が非常に重要であろうかと思っています。引き続き、分析と各市 町村での取り組み等のヒアリングも含めて、分析等は行っていきたいと思います。以上で す。

○今井委員 去年、「保育所落ちた、日本死ね」ということが非常に話題になり、保育所の待機児童の解消が大変クローズアップされたのですけれども、奈良県の待機児童について、平成28年4月1日の待機児童の数字をいただきました。平成28年4月1日で、待機児童が奈良県で260人という数字が手元の資料に示されています。去年からずっと議論がされている問題で、たしか三百数十人の定数を奈良県がふやすということで、待機児童は解消できるという見通しだったのではないかと思うのですが、ことしがこのような状況だという数字が上がっています。4月の数字ですので、その後いろいろ調整などして、待機児童の実態がその後どうなっているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

〇正垣子育て支援課長 保育所の待機児童についてです。

平成28年4月1日現在の保育所の待機児童については、7市町で260人という状況です。昨年4月時点では253名で、7名の増となっています。平成27年度に、保育所の整備などで523人の定員がふえましたけれども、依然として待機児童が発生している状況です。待機児童のある市町村では、それぞれさまざまな課題を抱えていますが、ある市では平成28年4月時点で多くの待機児童がありましたけれども、保育所の分園の整備を行われて、5月時点ではほぼ待機児童を解消されたケースも聞いています。

毎年4月と10月に把握していますので、8月時点の数字は取っていない状態です。以上です。

○今井委員 途中入所の問題が出てきますので、大抵10月のほうがふえる傾向があると聞いていますが、そうなりましたときに、国が保育所の予約制度のようなことを最近言い出しており、出産するのは予測できるということで、お母さんたちが預けたいと思っているかどうかの意向を聞いて、早目に対応するのが可能ではないかと思いますけれども、県としてどうすれば待機児童を解消できるかという考えがありましたらお尋ねしたいと思います。

○正垣子育て支援課長 二、三日前の報道でも、待機児童の予約制が言われていましたけれども、予約制については、国から正式な通知等がきていませんので、詳細については今後ということです。

保育所の定員をふやしても待機を解消できない理由について、保育所の新設や定員増により、潜在的な保育ニーズが引き出されること、保育士が確保しにくいことなどが主な要因と考えています。県においては、保育の定員をまず拡充することで、安心こども基金を活用して保育所等の整備を行う市町村に対して支援を行っています。

の保育士キャリア認定制度を創設するなど、保育士の定着支援も進めています。以上です。 〇今井委員 国で保育士の給料を引き上げるという方向が出ていましたけれども、それは 現実的になってきていますか。まだこれからという話でしょうか。その点をお尋ねします。

保育士確保については、保育士人材バンクによるマッチングを進めるとともに、県独自

○正垣子育て支援課長 保育士の給与の処遇改善については、国で取り組みを進められています。既に平成27年度で達成されている部分もありますけれども、今後1億総活躍などの計画の中でも、処遇改善ということで上げられています。以上です。

〇今井委員 保育所をふやしても潜在的なことで結果的には足りなくなるということでしたら、潜在的なことも見通した形での保育所の定員を想定しないと、待機児童ゼロにはな

らないのではないかと思います。保育士の給与の問題についても、低いということで、なかなか保育士のなり手がないという話も出ていますので、そうしたことに鑑みてあわせて保育所の待機児童ゼロを現実的に進めていただきたいとお願いしたいと思います。

学童ホームの待機児童も昨年発生していますけれども、学童の待機児童については、今 どんな状況かわかりましたらお尋ねします。

〇正垣子育て支援課長 学童保育、放課後児童クラブの待機児童についてです。

放課後児童クラブの利用を希望しながら登録できなかった県内の児童数については、平成28年5月1日現在となりますが、6市町で76人となっています。昨年から比べますと、待機児童は32名減となっています。以上です。

〇今井委員 それについても学童クラブへ入れないことがないようぜひ進めていただきたいと思います。

それから、昨年出生率がふえた理由についてどう考えているのか聞こうと思い調べていましたら、平成27年の数字で、少し減っています。出生率1.31とふえたのが1.27に減っているのですけれども、出生率に対して、県はどういう分析をされているのかについてお尋ねします。

○金剛女性活躍推進課長 合計特殊出生率についてお答えします。

今井委員がおっしゃった数字については把握をしていないのですが、平成28年5月に公表された平成27年人口動態統計、概数では奈良県の合計特殊出生率は前年よりも0.08ポイント上がって1.35となっています。全国順位も、前年よりも5つ上がって39位という状態になっています。

お尋ねの上昇した要因ですけれども、これには経済的要因、子育ての負担感の問題、女性の働く環境や生活の環境など、大変さまざまな要因が絡み合っていると思われますので、 上昇と捉えていますが、要因を特定することは大変難しいと考えています。以上です。

○今井委員 出生の数ではないのでわかりませんけれども、保育所の入所数を比較をしてみたところ、保育所の利用者の数が明日香村が平成24年で38人が、62人にふえています。川上村が利用児童が平成24年に2人だったのが、平成28年に14人とふえており、これには何か理由があるのではないかと思うのですけれども、川上村なども非常にいるいろな地域おこしの元気な取り組みで、地域に行きますと若い世代が割と活躍しているのを見たりする機会があります。

明日香村などでも農業をやる若い人たちが地域に行くと結構見える状況があり、こうし

たところを少し分析して、どういう要因があるのかを県としても検討していただきたいと お願いをしておきたいと思います。

特別支援学校について質問します。先日、日本共産党の県議団で明日香養護学校と大淀 養護学校の視察をしました。子どもたちの障害で知的障害はふえていると認識しておりま すけれども、肢体不自由は全体としては減ってきていると私は感覚的に思っていましたら、 明日香養護学校で子どもの数がふえていると伺いました。平成24年に73人が平成28 年で95人で、子どもの数がふえています。現場の先生にいろいろご意見を聞きましたと ころ、24時間酸素や吸入の必要な子どもも来られていると。通学をしている3割が医療 的ケアが必要な子どもだということで、先生が子どもの緊急のときの対応に非常に気配り をされているのを見ました。行きましたときには、ちょうど学校の登校日で、お化け屋敷 やいろいろ楽しい催しが企画されていたのですが、お化け屋敷に入る入り口で、つえをつ いている子どもがおり、先生が中でびっくりして、こけたら困るから車椅子で行こうとい うことも子どもに促したりしている場面を見たのですけれども、本当に急な医療が必要な ときに、明日香養護学校では病院が併設されていない問題がありますので、先生方が大変 なご苦労をされているのがわかりました。以前、滋賀県に行きましたときには、子ども専 門病院と養護学校が通路でつながっており、緊急のときにはすぐその廊下で行けば医療を 受けられるという体制になっていて、病弱児を抱えている養護学校では、医療が可能な施 設との併設型がやはり必要ではないかと考えます。近畿では、養護学校で病弱児の学校で、 医療機関と提携されていないのが明日香養護学校だけだと伺いましたけれども、この点で 県はどう考えているのか、お尋ねをします。

〇深田学校教育課長 ご視察、ありがとうございました。実態を知っていただき、ありが とうございます。

明日香養護学校の件で、経緯を申し上げますと、特別支援教育の適正な推進を図るために、平成22年に奈良県の特別支援教育検討委員会を設置しました。本県における今後の特別支援教育の方向性について、総合的に検討をお願いし、同年11月に報告をいただきました。報告に基づき、グランドデザインを平成23年3月に策定しました。グランドデザインでは、複数の障害種に対応した肢病併設校の設置に向けて、平成24年度には奈良東養護学校の病弱教育部の重症心身障害児施設への訪問教育の部分を奈良養護学校に移管し、さらに平成26年度からは奈良東養護学校病弱教育部の高等部通学生を年次進行で明日香養護学校へ移管したところです。このことにより、病弱教育と肢体不自由教育の専門

の教諭による教育的効果を目指しています。病弱教育特別支援学校では、小児科、児童精神科の医療体制が確保されている医療施設との併設が重要であると考えます。両診療科がある奈良県立医科大学が適切であると考えています。その中で、将来的に大学の移転に伴い、その敷地内に明日香養護学校を移転することを考えています。今後とも、医療と福祉の綿密な連携を構築するなど、病弱教育の課題解決に取り組みたいと考えています。

〇今井委員 私も奈良県立医科大学がなくなりますので、その後そうしたところができたらいいと思っていましたけれども、そうした方向で進めていただくということですので、 進めていただくようにお願いをしておきたいと思います。

それから、大淀養護学校にも行かせていただきました。大淀養護学校も最初は80人ぐらいで出発をしたと聞いていますけれども、現在生徒が204名、先生が175名で、379名がそこで学んでいるということでした。施設をいろいろ回らせていただき、非常に老朽化をしている、クーラーがまだ入っていない、入る予定だと聞いていましたが、そういう状態で障害のある子どもが学ぶには大変だという思いを実感しました。非常に心配になりましたのが、調理室もクーラーを入れていただくと聞いていますが、調理室で4人の調理員が火を使って給食を調理しておられますので、ことしのような暑いときに健康や、給食が傷まないかという心配があります。クーラーはいつぐらいに入れていただける予定なのか、具体的にお尋ねしたいと思います。

○深田学校教育課長 大淀養護学校についてですけれども、平成27年度までに児童生徒が使用する教室の空調設備が設置率100%になっていないという学校が、特別支援学校で4校ありました。盲学校、ろう学校、高等養護学校、大淀養護学校です。それについては、一般会計の2月補正予算で、平成28年度中に空調設備を設置することで特別支援学校の児童生徒の使用する教室について、設置率を100%にします。

また調理室等について、学校教育課の所管ではありませんので、確実なことは申せませんけれども、違う施設のものを大淀養護学校の調理室に設置することが、年度内ぐらいにはできるだろうという話は聞いているところです。

〇今井委員 この暑さを乗り越えるために、できましたら何らかの対応をお願いしておき たいと思います。

最後は、要望になるかと思いますけれども、少子化ということで子どもの数が減っています。その一方では、障害のある子どもがふえていると感じていますけれども、このことをもっと重く受けとめなくてはいけないと感じています。子どものアレルギーが非常にふ

えているなど、子ども自身の心と体にいろいろな形で変化が生まれていることをきちんと 経年的に分析をして、どうすれば子どもの心と体を守ることができるのかという取り組み が、これは国レベルのお話かとは思いますけれども、必要ではないかと感じています。先 日環境の勉強をしてきましたけれども、いろいろな生物が温暖化の中で生きられない状況 が生まれているということでありましたら、生命体である私たち人間も生きられない状況 になってきていると、それが弱い子どもたちの体の中にあらわれてきていることをいろい ろ感じます。こうしたことを根本的に調査をして、抜本的な対策を立てていくことが、今 求められているのではないかと感じています。これについては、国にぜひ要望していただ きたいと思いますけれども、こういうことを今やっているなど、教えていただけることが あるようでしたらお尋ねをしたいと思います。

〇深田学校教育課長 障害のある子どもたちが増加傾向にあるというところで、具体的に しているということはないのですけれども、実態をまずはお話しさせていただきます。

特別支援学級が小中学校にあります。10年前、平成18年度と比べますと、平成28年度は小学校の特別支援学級の児童については2,436名、そして10年前、平成18年度は1,220名で、約2倍になっています。中学校においても、同様の傾向です。約2倍になっています。また、特別支援学校においては、本年度は1,663名、平成18年度は1,081名で、1.5倍で、全体の児童生徒数が減少する中で、特別支援学級及び学校へ通う生徒が増加している実態です。これは全国的にそういった傾向が見られるというところです。

今後こういった傾向や出生率の上昇についても、どうしてなのかというところも国と連携をとりながら、特別支援教育における多様な学びの場ということも含めて、教育内容の 一層の充実を図るために取り組みたいと考えています。

○藤野委員 今井委員の待機児童の質問と少しかぶりますが、初度委員会なので、改めて確認と今後の方向性についてお聞きしたいと思います。

保育士の人材登録について、現状はどのようになっているのか、今後の方向で課題がい ろいろと見つかっているかとは思うのですが、解決も含めて今後どのように充実を図って いこうとされているのか、お聞きします。

〇正垣子育て支援課長 保育士人材バンクの状況と今後の方向性です。

保育士人材バンクの登録について、平成28年3月末現在ですが、求職の登録が294 名、求人の登録が483名、マッチング成立と申しますか、就職決定が156人でした。 就職の決定については、平成26年度が75件、平成27年度は81件で、就職決定については順調にふえてきています。

保育士人材バンクについては、マッチング以外にもきめ細かな支援ということで、合同 就職説明会も実施しています。今年度は1回目を7月9日に橿原市内で実施して、約70 名の参加をいただきました。

今後の方向性について、まずバンクの存在を知っていただくことが重要と考えています ので、より広く周知広報に努めていきたいと考えています。

また、求人側の施設において、より働きやすい職場づくりを行っていただきたいということで、施設長等管理職向けのマネジメント研修なども実施していきたいと考えています。

課題事項ですけれども、バンクの登録について、求職より求人が多い状況であることと、 もう一つは求人はフルタイムが多いと。求職はパートなどの希望がフルタイムとほぼ同数 という状況ですので、より工夫しながら丁寧なマッチングを進めていきたいと考えていま す。以上です。

○藤野委員 現状と今後の取り組みも含めてお聞きしました。保育士の不足は、以前から 叫ばれていますけれども、子どもが小さい、年齢が小さければ小さいほど保育士の数は必要という意味においては、私の近所も保育園はあるのですが、保育士の人数が足りなく 0 歳児から 1 歳児を預けられないということで、結局仕事をやめざるを得ない現状もお聞きしたのです。マッチングはお互いの条件が合えば成立ということで、行政も非常に苦労されていると思うのですけれども、先ほど川田委員の質問の中にも、やはりマンパワーが必要だと。保育園、保育所でもマンパワーが必要なわけで、当初保育士の不足ということを言われたのが、保育士の専門の学校へ行って資格を取られても労働環境のことなどのいろいろな情報が入ってきて、就業しないのがまず 1 点と、 2 点目は就業されても、労働環境が非常に厳しいために早期に離職をされる方が多い。結婚されて離職、子どもができて離職という観点もあるのですが、今求人をされておられる方々がどういったことを保育園に条件として求められているのか、先ほど今井委員がおっしゃったように、給与、賃金が低い部分、労働時間帯の問題等々、さまざまな観点があると思うのですが、求められているのはどういうところがあるのでしょうか。

○正垣子育て支援課長 求職者側が求められている条件は、やはりやりがいのある仕事ということではありますけれども、自宅から近くで働けるところ、比較的フルタイムよりは少し自由に時間を設定できることを望んでおられる方が多いです。

- **○藤野委員** 離職された理由はアンケートなど、調査も含めてとっておられるのでしょうか。
- **○正垣子育て支援課長** 平成25年の保育士の調査の中でアンケートはとっています。

平成26年3月の奈良県保育士実態調査ですけれども、勤務先を退職した理由で、上位を申し上げますと、職場の人間関係、休暇がとれない、とりづらい、3つ目としては身体的な負担が大きいことが理由として上がっています。以上です。

○藤野委員 そういう環境的な部分の整理は、マッチングを行うことによって保育所側に も求めていくことも必要なのかと思っていますが、その辺の対応は行政もされているとは 思います。

新聞報道で待機児童100人以上の市区町村で、保育士処遇を39%が独自策でさまざまな取り組みをされておられる記事が出ていました。奈良県内で待機児童があるのは奈良市、生駒市、大和郡山市も若干あるのか、そのほかにもあるかもわかりませんが、住宅密集地でまだまだ待機児童がいる市町村で、何か保育士の確保のために独自策で取り組んでいる実態はあるのでしょうか。

○正垣子育て支援課長 待機児童の対策の市町村連絡会議を8月2日に開催して、待機児童のある市町村の担当者からお話等を聞きました。保育士については、募集してもなかなか集まってこないなどという意見もありました。それと、給与で大阪府との格差もあるということもありました。具体的には、市町村で潜在保育士対象の合同説明会をされたり、セミナーを開催されたりなどは実施していると聞いています。以上です。

○藤野委員 具体的な対応策として載っているのは例えば賃金の問題、住まいにおける家賃の補助等々を掲載していたのですが、どこまで県がそういったことを取り組みとしてやられるのか、通告をしていなかったのですが、恐らくまだ具体的な方策は決まっていないとは思うのです。今井委員がおっしゃったように、国の施策に基づいてさらに県がどのように上乗せや充実を図りながら取り組みを進めていくのか、今後見据えてまいりたいと思います。マンパワーをさらにふやしていく対応策をもって、保育士の不足で女性が就業を諦めざるを得ない、離職を余儀なくされる部分だけは避けていきたいと思いますので、今後の取り組みの充実をお願いしたいと思います。以上です。

〇山中委員 現状だけお聞かせいただけたらと思います。

皆さんも既に周知のことですが、相模原事件で、障害者施設で発生した殺傷事件を受けて、各県下含めて再発防止に向けた取り組みが進んでいると思います。

再発防止に向けた取り組みには2つの観点があると思っています。まず初めは、地域に 開かれた施設ということで、これまで施設としてもそういう取り組みをされてきたかと思 いますが、一方で安全を確保する体制づくりが今後急務ではないかと思います。当然、そ の中には具体的には人材不足への対応、施設職員の処遇改善、福祉施設と警察との連携も 必要課題の中に盛り込まれると思います。こういった観点で再発防止に向けた取り組みが あろうと思いますし、またこの容疑者が精神保健福祉法に基づく措置入院の措置がとられ ていたことがあろうか思います。その中で、措置入院のあり方に関しての解除の判断や解 除後の支援体制をどうしていくかがあろうと思いますが、今回のこの事件を通しての課題 と思います。この2つの観点から、今県としてどういう取り組みがなされているかをお聞 かせいただけたらと思います。

○芝池障害福祉課長 山中委員から、相模原の事件の関係でお尋ねですので、答弁します。 7月26日未明、神奈川県立津久井やまゆり園において、未明、外部からの侵入者に多数の入所者が殺傷されるという、大変痛ましい事件が発生しました。まず、お亡くなりになった方々のご冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた方々の一日も早い回復を願うところです。

本県の対応ですが、本県においては事件当日に施設や、事業所の利用者がサービス利用時の安全確保について徹底を要請する、障害福祉サービス施設事業所における安全確保について、緊急通知をしたところです。この事件に関しては、さまざまな要因がかかわっているとは思いますが、まず生命を守ることが大切ですので、8月30日、来週ですが、県立登美学園において、9月7日には中南部ということで、社会福祉法人青垣園において、県警察本部、生活安全課、所轄警察署の協力を得て、不審者の施設侵入を想定した対応訓練を計画し、実施を予定しているところです。実施に当たっては、その対象施設だけではなく、ほかの入所施設にも呼びかけを行って、参加していただく予定となっています。

施設の防犯対策としても、国においては補正予算でも予定していると聞いていますので、 動向を注視して活用もしたいと思います。先ほど委員がおっしゃったように、開かれた施 設を目指していくという一方で、こういう事件が起きていますので、その辺をしっかりと 再認識して、対策を進めたいと考えています。以上です。

〇中井保健予防課長 2点目の、措置入院の解除、退院についてのお話がありました。

まず、今回の事案もですが、自傷他害といいまして、自分を傷つける、または他人を傷つけるという場合には、警察官の精神保健福祉法による第23条の通報など、そういう通

報で、まずその方を措置入院させる必要があるかどうかを精神科の指定医が審査をします。 その結果、措置をする必要があれば措置入院という形になります。その後、通常に診療等を行い、奈良県の場合は半年から1年ぐらいとそれほど長くはないのですが、できるだけ地域に早く帰してあげるのが一つの原則ですけれど、措置入院の場合は本人の同意、家族の同意なしに入院させるという強制的な部分があります。その後、治療によって改善方向が見られたら、再度指定医により診察を経た後、退院という形になります。ただ、本人の同意が要りますが、退院後も任意の入院という形を続ける場合、または通院を続ける場合、または医療保護的にまだ入院をしたほうがいいという場合の3つに分かれて、そういう場合は引き続き入院をさせられるということになっています。現在、アフターケアの部分で、フォローアップをどうするかということで、県も事件を受けて、入院中、その方をまず引き受け、保護をしていただく方がおられるかどうか、生活をやっていけるかどうか、そういうところを調整しながら退院等の判断をしているわけで、今後も退院後、例えば市町村、県の精神保健福祉センターと、保健所等による当人に対する見回り、支援の方法について、今回の事件を受けて再度改めて検討しているところです。以上です。

〇山中委員 事前に通告もしていませんでしたが、ありがとうございました。今のことを聞かせていただいて、そういう障害をお持ちの方が地域社会で孤立をしない取り組みが何よりも大事だと考えています。この件について今後いろいろと見守っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

〇粒谷委員長 それでは、これをもちまして本日の委員会を終わります。